

「政務活動費の運用指針」の改正案について

(1) 市政報告等の印刷・ポスティングについて

⇒ 印刷・ポスティングについては、見積書・納品書（完了報告書）・請求書・領収書を保管し、その写しの提出を義務付ける。

(2) 人件費関係

①親族に対する支出について

⇒ （現行） 生計を一にする親族への支出に政務活動費を充当することはできない。

（改正案） 親族（3親等以内）への支出に政務活動費を充当することはできない。

②必要書類の保管・提出について

⇒ 補助職員を雇用する場合は、労働基準法第109条に基づく書類を整理し、保管しなければならない。

例：労働者名簿、賃金台帳、その他労働関係に関する重要な書類（出勤簿等）

⇒ 補助職員の始業・終業時刻を記録した書類（出勤簿等）の写しを提出しなければならない。

(3) 携帯電話代について

⇒ （現行） 規定なし

（改正案） 料金明細書を保管し、その写しを提出しなければならない。

(4) プリペイドカードについて

⇒ 利用履歴を保管し、その写しの提出を義務付ける。

(5) 自動車のリースについて

⇒ 政務活動で使用した際は、運転記録簿（別紙1）を作成し、その写しの提出を義務付ける。

(6) ガソリン代について

⇒ 政務活動で使用した際は、運転記録簿（別紙1）を作成し、その写しの提出を義務付ける。

(7) 見積もり合わせについて

⇒ 1回30万円を超える金額（按分前）の支出がある場合は、複数の業者から見積もりを徴取し、金額の比較検討を行う。

(8) 領収書について

⇒ 領収書のただし書きには、必ず具体的な品名（内容）が記載されていなければならない。

(9) 按分率について

⇒ （現行） 使用割合が明らかでない場合の按分比率の上限は、8割として充当できる。

（改正案）【削除】

※現行の運用指針にも「他の経費との按分がある場合は、按分率及び按分率の根拠、按分金額を記載する」との規定があり、その規定の順守を徹底すること。

(10) 様式の一部変更について

①出張報告書（別紙2）

⇒ 視察の内容報告の記載欄を拡充する。

②領収書等貼付用紙（別紙3）

⇒ 3月25日議会運営委員会において、4月1日より新様式（別紙3）を使用することを決定済み